

議案第 28 号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成 3 年条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

住民基本台帳に記録されている中長期在留者又は特別永住者に関し，出入国管理及び難民認定法の一部改正等により在留カード又は特別永住者証明書が個人番号カードと一体化（特定在留カード又は特定特別永住者証明書）することができることとなったことに伴い必要な措置を講ずるため，本条例の一部を改正するものです。

取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に<u>個人番号カード等</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)を添えて、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 市長は、前2項の申請があったときは、印鑑登録証(個人番号カード等が添付された場合にあつては、<u>個人番号カード等</u>)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、印鑑登録証明書交付申請書に<u>個人番号カード</u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の<u>個人番号カード</u>であつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。以下この条及び第14条において同じ。)を添えて、統合端末(公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能と住民基本台帳ネットワークシステムのコミュニケーションサーバ端末の機能を搭載した電子計算機をいう。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>3 市長は、前2項の申請があったときは、印鑑登録証(個人番号カードが添付された場合にあつては、<u>個人番号カード</u>)及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請</p>

申請をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カード等又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(個人番号カード等の暗証番号の設定)

- 第14条 第12条第2項又は第4項の規定による個人番号カード等を使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る暗証番号の設定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に定めるところによる。

をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(個人番号カードの暗証番号の設定)

- 第14条 第12条第2項又は第4項の規定による個人番号カードを使用した印鑑登録証明書の交付申請に係る暗証番号の設定は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に定めるところによる。

付 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。